

中堅・中小企業を応援！  
経営の最新トレンドと実務ノウハウをお届けする  
ビジネス情報誌

# MJS Monthly Report

マンスリーレポート

## 1 基本的考え方

物価上昇に対応し連動して基礎控除等を引き上げ、大胆な設備投資促進税制を創設するなど「強い経済」を後押し

## 2 個人所得課税

物価上昇に連動して基礎控除・給与所得控除を引き上げる仕組みが創設。給与所得者の課税最低限は178万円に

## 3 資産課税

相続税の財産評価の見直しがインパクト大。ほか事業承継税制の承継計画の提出期限の延長等を押さえる

## 4 法人課税

少額減価償却資産の特例の取得価額基準の上げと、企業グループ間取引の書類保存義務化に注目

## 5 消費課税

インボイス制度の経過措置の見直しと、国境を越えた電子商取引の適正な課税について要確認

## 6 国際課税

グローバル・ミニマム課税と外国子会社合算税制の改正点を確認しておく

## 7 納税環境整備

eLTAXのダイレクト納付の改善と、国税・地方税の情報連携が進む

※本冊子に掲載されている情報は、執筆時点のものです。  
情報が更新される可能性がありますので、最新情報は国税庁のホームページなどをご確認ください。



『Monthly Report』は、MJS 税経システム研究所が制作するユーザー向け月刊誌です。  
毎号、税務・商事法・会計・経営などの最新トレンドと実務ノウハウをタイムリーにお届けしています。  
この冊子は、本誌の記事を抜粋し、1テーマをコンパクトにまとめた特別版です。ぜひお役立てください。

特別版

Feature

令和8年度  
税制改正の重要ポイント



編集制作

株式会社ミロク情報サービス  
税経システム研究所



# 令和8年度 税制改正の重要ポイント



本特集では、今回の税制改正大綱の内容のうち、MJSユーザーの皆さま（税理士・公認会計士、経理ご担当者ほか）の業務に関係が深いと思われるポイントをピックアップして取り上げます。実務に詳しい税経システム研究所の客員研究員が、実務への影響や留意点、今後の見通しなどを解説します。本特集が、令和8年度税制改正の大枠をつかむために役立てば幸いです。

なお、本特集は税制改正の大綱により作成しています。また、紙幅の関係で、税制改正大綱のうち一部の項目を取り上げております。最新情報や詳細は、財務省や国税庁のホームページ、令和8年度税制改正大綱、法律案などをご確認ください。

## 執筆者とテーマ紹介

- |  |  |
|--|--|
| <p>①基本的考え方…………… 4<br/>物価上昇に対応し連動して基礎控除等を引き上げ、大胆な設備投資促進税制を創設するなど「強い経済」を後押し<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 望月文夫)</p> <p>②個人所得課税…………… 9<br/>物価上昇に連動して基礎控除・給与所得控除を引き上げる仕組みが創設。給与所得者の課税最低限は178万円に<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 佐々木京子)</p> <p>③資産課税…………… 14<br/>相続税の財産評価の見直しがインパクト大。ほか事業承継税制の承継計画の提出期限の延長等を押さえる<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 荒木智恵子)</p> <p>④法人課税…………… 18<br/>少額減価償却資産の特例の取得価額基準の引上げと、企業グループ間取引の書類保存義務化に注目<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 中村慈美)</p> | <p>⑤消費課税…………… 23<br/>インボイス制度の経過措置の見直しと、国境を越えた電子商取引の適正な課税について要確認<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 長野匡司)</p> <p>⑥国際課税…………… 29<br/>グローバル・ミニマム課税と外国子会社合算税制の改正点を確認しておく<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 望月文夫 税理士 谷中淳)</p> <p>⑦納税環境整備…………… 31<br/>eLTAXのダイレクト納付の改善と、国税・地方税の情報連携が進む<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 佐久間裕幸)</p> |
|--|--|

①  
基本的考え方

# 物価上昇に対応し連動して基礎控除等を引き上げ、大胆な設備投資促進税制を創設するなど「強い経済」を後押し

税務システム研究会 客員研究員  
(税理士) 望月 文夫

## 1 令和8年度税制改正の基本的考え方

「責任ある積極財政」の方針に基づいて、デフレからの完全脱却と成長軌道の確立に向け、大胆な投資と賃上げの好循環を促進する改正が行われます。

具体的には、物価高への対応として基礎控除等を物価連動で引き上げる仕組みが創設され、課税最低限が178万円となります。成長戦略として、大規模設備投資や戦略技術（AI・量子等）への研究開発税制が強化され、NISAの対象年齢拡大や暗号資産の申告分離課税化により資産形成を後押しします。一方で、公平性を確保するため、相続税等の財産評価の適正化やインボイス経過措置の見直し、越境電子商取引への課税適正化が行われます。

なお、改正内容の重要ポイントは、次のとおりです。

## 2 改正内容の重要ポイント

令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）から、特に重要と思われるポイントを抜粋しました。概略を見ていきましょう。

なお、(1) 個人所得課税から(6) 納税環境整備の各分野は、このあと本誌10ページ以降で詳しく解説しています。

## (1) 個人所得課税

## ①物価上昇局面における基礎控除等の対応

所得税の基礎控除等の額を消費者物価指数の上昇率に連動させる仕組みが導入されます。具体的には、合計所得金額2,350万円以下の個人の基礎控除額を4万円引き上げ、62万円とされます。また、給与所得控除の最低保障額も65万円から69万円に引き上げられます。これらに特例的な加算を組み合わせ、所得税の課税最低限が178万円まで引き上げられます。

## ②住宅ローン控除

適用期限が令和12年12月31日まで5年間延長されます。認定住宅等の新築等における借入限度額は最大5,000万円（令和8～12年）、控除率は0.7%、控除期間は13年です。床面積40㎡以上50㎡未満の小規模住宅も所得1,000万円以下であれば対象となります。

## ③ NISA 制度の拡充

未成年者（18歳未満）のための「未成年者特定累積投資勘定」が創設されます。年間投資枠は60万円（累計600万円）とし、原則として18歳までは払い出し制限が課されますが、教育費や災害等の特定事由がある場合は非課税での払い出しが可能とされます。

## ④ 暗号資産の分離課税

金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産取引業者が扱う暗号資産の譲渡所得について、申

告分離課税（税率20%：所得税15%・住民税5%）が導入されます。また、損失の3年間の繰越控除が可能とされます。

### ⑤青色申告特別控除の見直し

65万円控除の要件が厳格化され、e-Taxによる申告に加え、一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合に限り控除額が75万円に引き上げられます。一方、簡易簿記による10万円控除については、前々年の収入が1,000万円を超える事業者は対象外となります。

### ⑥給与課税に関する基準額の見直し

物価の上昇を踏まえ、税制上の基準額の見直しが行われます。マイカー通勤に係る通勤手当、食事の支給による経済的利益、深夜勤務に係る食事補助について非課税とされる限度額が引き上げられます。

### ⑦極めて高い水準の所得の特例の見直し

税負担の公平性の確保を図る観点から、所得税の特例対象者の基準所得金額が1億6,500万円に引き下げられ、税率が30%に引き上げられます。

### ⑧ふるさと納税の見直し

住民税の寄附金税額控除の特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の2割と一定額（道府県民税77.2万円等）のいずれか低い金額とされます。また、募集費用を控除した「寄附金活用可能額」が寄附総額の60%以上であることが指定基準に追加され、趣旨が徹底されます。

## (2) 資産課税

### ①教育資金の一括贈与の非課税措置の終了

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置については、信託等可能期間を延長せず、令和8年3月31日をもって終了します。

### ②事業承継税制の承継計画提出期限の延長

個人版事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限が2年6ヶ月、法人版事業承継税制（特例措置）については1年6ヶ月延長されます。

### ③医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の延長

認定医療法人制度の措置が3年延長されたことに伴い、税制における医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度も、要件を見直した上で3年延長されることとなりました。

### ④財産評価の適正化

相続等により取得した貸付用不動産について、課税時期前5年以内に取得・新築されたものは、原則として「通常の取引価額（時価）」で評価することとします。ただし、取得価額の80%相当額等による評価も容認される場合があります。

## (3) 法人課税

### ①中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の見直し

対象となる減価償却資産の取得価額の上限が、現行の30万円未満から40万円未満に引き上げられます。ただし、従業員数が400人を超える法人は対象から除外されます。

### ②特定生産性向上設備投資促進税制の創設

「強い経済」の実現に向け、大規模な設備投資（35億円以上、中小企業等は5億円以上）を行い、投資利益率15%以上が見込まれる計画について、特別償却（即時償却等）または税額控除（最大7%）を選択できる制度が創設されます。

### ③研究開発税制の見直し

AI、量子、バイオ等の「重点産業技術」に係る試験研究費について、税額控除率を高く設定（40%等）する制度が創設されます。一般試験研究費についても控除率や上限の見直しが行われ、研究開発を強力に後押しします。

### ④賃上げ促進税制の見直し

全法人向け及び従業員2,000人以下向けの措置が廃止・再編され、要件が厳格化されます。継続雇用者の給与等支給額が前年度比4%以上増加した場合に税額控除（基本10%）を適用する仕組みに見直されます。

## ⑤企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合に、取引関連書類等に、その取引に関する資産または役務の提供の明細や内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等の必要な事項の記載や記録がないときには、その記載や記録がないことを明らかにする書類を取得または作成し、保存しなければならないこととされました。

## (4) 消費課税等

### ①インボイス制度の経過措置の見直し

適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対し、納付税額を売上税額の3割(控除7割)とする特例が設けられます。また、免税事業者からの仕入税額控除の経過措置(80%・50%控除)について、令和8年10月以降、段階的に縮小されます。

### ②国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

通信販売により国外から輸入される1万円以下の貨物(特定少額資産)について、消費税の課税対象とされます。プラットフォーム事業者が介在する場合は、プラットフォーム事業者を納税義務

者とみなす仕組みが導入されます。

## (5) 国際課税

グローバル・ミニマム課税では、最終親会社等所在地国に係る適用免除基準の創設など、2026年1月5日の国際合意を受けた改正が行われます。外国子会社合算税制では、解散した外国子会社を利用した租税回避を防ぐため、解散後も一定期間は合算対象とみなす特例が創設されるほか、資産が零(ゼロ)の会社の判定、不適切な最高税率適用の制限など、制度の適正化が行われます。

## (6) 納税環境整備

ダイレクト納付では、eLTAXで申告等を行う際、自動的に納付を行う旨の意思表示を行えば法定期限当日に納付が行われるようになるほか、法定納期限当日に手続を行った場合は、実際の納付が翌取引日となっても期限内納付とみなし、延滞金を課さないとする措置が講じられます。また、国税・地方税当局間で個人住民税や滞納情報等のオンライン照会を可能にするとともに、行政機関間の通知対象に固定資産税の償却資産に係る配分通知等が追加され、連携が拡充されます。



月刊誌『Monthly Report』

## 特別版冊子

中堅・中小企業を応援! 経営の最新トレンドと実務ノウハウをお届けするビジネス情報誌、月刊誌『Monthly Report』。当雑誌に掲載された記事を、毎月続けて読んでいただいていた連載はまとめて1冊に。特集はそれのみで1冊に仕立てました。MJS コーポレートサイトからいつでもご覧いただけます。

ホーム>会社案内>税経システム研究所  
>活動内容>制作物紹介  
<https://www.mjs.co.jp/outline/zeikei/activities/works/>

こちらからご覧ください▶



LIVE 配信・アーカイブ配信

事前申込制

## MJS 税経 オンラインセミナー

ミロク情報サービスのシンクタンク「MJS 税経システム研究所」が開催するオンラインセミナーです。当研究所の経験豊富な講師陣によるセミナーを中心に、税制改正や法改正、業務効率化につながるスキルなどのテーマで、企業の経理・人事総務ご担当の方や、会計事務所の方の業務に役立つセミナーをお届けしてまいります。

ホーム>セミナー・研修会>セミナー特集・イベント> MJS 税経オンラインセミナー  
<https://www.mjs.co.jp/seminar/feature/zeikei-online/>

セミナーメニューはこちらから▶



## 3

令和8年度税制改正の  
重要ポイント一覧表

## (1) 個人所得課税

項目	改正のポイント	適用関係
基礎控除等の引上げ	①物価上昇に対応し、基礎控除が58万円から62万円(合計所得2,350万円以下等)へ引き上げられます。 ②給与所得控除の最低保障額が65万円から69万円(※本則+特例)へ引き上げられます。	①と②は令和8年分以後。 なお、給与等の源泉徴収は令和9年1月から(令和8年は年末調整で対応)
住宅ローン控除	適用期限が5年延長されます。省エネ基準適合以上の既存住宅の借入限度額の引上げや控除期間の延長(10年→13年)、床面積40㎡要件の既存住宅への拡大などが行われます。	住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合
NISA制度の拡充	口座開設年齢の下限を撤廃し、「未成年者特定累積投資勘定」(0歳～18歳未満)が創設されます。年間投資枠60万円、累計600万円となります。	令和9年1月1日以後
暗号資産の課税	暗号資産取引業者が扱う暗号資産の譲渡所得等が20%の申告分離課税とされます。また、損失の3年間繰越控除が導入されます。	金融商品取引法改正法の施行の日の属する年の翌年1月1日以後
青色申告特別控除	e-Tax利用に加え、優良な電子帳簿保存を行っている場合の控除額が75万円に引き上げられます。簡易簿記(10万円控除)は一定の収入超で適用外とする制限が追加されます。	令和9年分以後の所得税
給与課税に関する基準額の見直し	通勤距離が片道65km以上の者の通勤手当の非課税限度額が引き上げられます。使用者からの食事の支給については月額7,500円以下、深夜勤務に係る食事補助については1回650円以下となります。	—
極めて高い水準の所得の特例の見直し	所得税の特例対象者の基準所得金額が1億6,500万円に引き下げられ、税率が30%に引き上げられます。	令和9年分以後の所得税
ふるさと納税	特例控除額に上限(所得割額の2割と一定額の低い方)が設定されます。ポイント付与等の募集経費を適正化し、寄附金の地域還元率(60%以上)が厳格化されます。	指定基準は令和8年10月1日以後。控除上限は令和10年度分以後の住民税

## (2) 資産課税

項目	改正のポイント	適用関係
教育資金の一括贈与	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が終了します。	令和8年3月31日をもって終了(信託等可能期間を延長せず)
事業承継税制	特例承継計画の提出期限が延長されます(個人版:2年6月延長、法人版:1年6月延長)。	個人版: 令和10年9月30日まで 法人版: 令和9年9月30日まで
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度も、要件を見直した上で3年延長されることとなりました。	令和11年12月31日まで
財産評価の適正化	相続等で取得した貸付用不動産(取得後5年以内等)について、原則として、通常の取引価額(時価)で評価されます。	令和9年1月1日以後の相続等

### (3) 法人課税

項目	改正のポイント	適用関係
少額減価償却資産	中小企業者等の少額減価償却資産（即時償却）の取得価額上限が30万円未満から40万円未満に引き上げられます。	令和8年4月1日以後（3年延長）
特定生産性向上設備	大規模（35億円以上等）かつ高収益（ROI 15%以上）な投資計画に対し、特別償却（即時償却等）または税額控除（最大7%）を選択できる制度が創設されます。	産業競争力強化法改正施行日～令和11年3月31日までの認定
研究開発税制	AI・量子等の「重点産業技術」に係る試験研究費の税額控除率が上乘せ（40%等）されます。一般型の控除率カーブが見直されます。	一般型は令和9年4月1日以降3年延長
賃上げ促進税制	中小企業向けは維持しつつ要件が調整（継続雇用者給与等4%増で税額控除等）されるとともに教育訓練費に係る上乘せは廃止されます。	令和9年3月31日までに開始する事業年度
企業グループ間の取引に係る書類保存の特例	企業グループ内（関連者間）の特定取引について、取引内容や対価算定根拠を示す書類の取得・作成・保存を義務化する制度が創設されます。	—

### (4) 消費課税等

項目	改正のポイント	適用関係
インボイス経過措置	①適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者の税額を売上税額の3割とする特例（2割特例からの変更）が開始します。 ②免税事業者からの仕入控除経過措置が縮小されます。（80%→70%→50%→30%）	①：令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間 ②：令和8年10月1日から段階的に
国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し	国外から輸入される1万円以下の貨物（特定少額資産）が消費税の課税対象とされます。その他、所要の改正が行われます。	令和10年4月1日以後

### (5) 国際課税

項目	改正のポイント	適用関係
グローバル・ミニマム課税	最終親会社等所在地国に係る適用免除基準の創設など、2026年1月5日の国際合意を受けた改正が行われます。	令和8年1月1日以後に開始する対象会計年度
外国子会社合算税制	解散後も一定期間は合算対象とみなす特例が創設されるほか、制度の適正化が行われます。	令和8年4月1日以後に開始する事業年度

### (6) 納税環境整備

項目	改正のポイント	適用関係
ダイレクト納付	eLTAXで申告等を行う際、自動的に納付を行う旨の意思表示を行えば法定期限当日に納付が行われるようになるほか、法定納期限当日に手続を行った場合は、実際の納付が翌取引日となっても期限内納付とみなし、延滞金を課さないとする措置が講じられます。	令和10年4月1日以後に行われるもの
国税・地方税の情報連携	国税・地方税当局間で個人住民税や滞納情報等のオンライン照会を可能にするなど、情報連携が強化されます。	オンライン照会については令和9年5月1日から

②  
個人所得課税

## 物価上昇に連動して基礎控除・給与所得控除を引き上げる仕組みが創設。給与所得者の課税最低限は178万円に

税務システム研究会 客員研究員  
(税理士) 佐々木 京子

こんな改正です

- ・合計所得金額が2,350万円以下の個人の基礎控除額が4万円、給与所得控除の最低保証額も4万円引き上げられます。また2年間の時限措置として基礎控除の上乗せが行われ、いわゆる「年収の壁」が178万円となります。
- ・住宅ローン控除等について、対象範囲等を見直し、期限の延長が行われます。
- ・NISA制度の口座開設が0歳から可能となり、またつみたて投資枠の対象商品の拡大などが行われます。また、一定の暗号資産の譲渡所得が分離課税とされ、損失の繰越控除が可能となります。
- ・記帳水準の向上・デジタル化促進の観点から、青色申告特別控除の適用要件が見直されます。
- ・マイカー通勤に係る通勤手当や、食事の支給等に係る非課税限度額が引き上げられます。

## 1

## 物価上昇局面における基礎控除等の対応

## (1) 改正の基本的な考え方

基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題に対応するため、今後は次のような基本的な考え方に基づいて基礎控除等が適時に見直されることとなります。

- ①基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整されます。
- ②給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置が講じられます。
- ③事務負担に配慮し、端数は万円単位で調整するとともに、初年は月次の源泉徴収等ではなく、年末調整からの対応とされます。

## (2) 基礎控除

## ①基礎控除の本則

合計所得金額が2,350万円以下の個人の控除額が4万円引き上げられます。

令和8年度税制改正では、令和7年の基礎控除額（本則）58万円に、令和6・7年の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じ、令和8・9年に適用される控除額を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{令和6年上昇率} + 2.6\% \\ & \text{令和7年上昇率} + 3.3\% \\ & \text{2年分の上昇率} = 1.026 \times 1.033 \approx 1.06 \\ & \text{令和7年基礎控除額} 58 \text{万円} \times 1.06 \approx 62 \text{万円} \end{aligned}$$

## ②令和7年分以後の基礎控除等の特例

居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後132万円）以下である場合、基礎控除の加算額が以下のとおりとされます。

イ 令和8年分及び令和9年分

(イ) 合計所得金額489万円以下 42万円

(ロ) 合計所得金額489万円超 5万円  
 令和10年分以後の各年分 37万円  
 上記の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置が講じられます。  
 (注) 公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用されます。

図表1 基礎控除額

合計所得金額	改正前	改正後	
	令和7年	令和8、9年	令和10年以降
132万円以下	95万円	104万円	99万円
132万円超 336万円以下	88万円		62万円
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円	67万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円		
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		
2,500万円超	0円		

(注1) 給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月以降に支払われるものについて適用  
 (注2) 公的年金等につき源泉徴収された所得税の超過額は、その公的年金等の支払者から還付等をするための措置が講じられる

(3) 給与所得控除

① 給与所得控除の最低保証額

令和8年分以後の給与所得控除につき、最低保証額が65万円から69万円に引き上げられます。

令和7年給与所得控除額 65万円 × 1.06 ≒ 69万円

② 最低保証額の特例

令和8年及び令和9年の給与所得控除の最低保証額が特例により5万円引き上げられ、年末調整により適用されます。

図表2 給与所得控除額

給与収入	給与所得控除額	
	改正前	改正後 <sup>(注2)</sup>
190万円以下	65万円	74万円
190万円超 220万円以下	給与収入 × 30% + 8万円	
220万円超 360万円以下	給与収入 × 30% + 8万円	
360万円超 660万円以下	給与収入 × 20% + 44万円	
660万円超 850万円以下	給与収入 × 10% + 110万円	
850万円超	195万円	

(注1) 給与・賞の源泉徴収税額表については、令和9年1月以降に支払われる給与等に適用  
 (注2) 令和8・9年における最低保証額の特例5万円の引き上げを含む

(4) 基礎控除と給与所得控除の見直しに伴う所要の措置

令和8年分以後の所得税について、以下のとおり所得等の要件が見直されます。

図表3 各種控除の所得等の要件

控除	所得等の要件	改正前	改正後
配偶者控除 扶養控除	同一生計の配偶者・親族の合計所得金額	58万円以下	62万円以下
ひとり親控除	同一生計の子の総所得金額	58万円以下	62万円以下
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	85万円以下	89万円以下

このほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円から69万円に引き上げられます。

(5) ひとり親控除

令和9年分以後のひとり親控除について、控除額が現行の35万円から38万円に引き上げられます。

2 住宅・土地税制

(1) 住宅ローン控除等

住宅借入金等の借入限度額、控除率及び控除期間等を見直した上、令和12年12月31日まで適用が5年間延長されます。

① 既存住宅について

借入限度額を拡充するとともに、省エネ基準適合以上の既存住宅については、控除期間を10年から13年に延長します。

② 子育て世帯等の住宅取得支援

子育て世帯等の上乗せ措置の対象範囲を、省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡大が行われます。子育て世帯等(「特例対象個人」といいます)とは次のいずれかの者をいいます。

- 1) 年齢40歳未満で、配偶者を有する者
- 2) 年齢40歳以上で、年齢40歳未満の配偶者を

有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者

③省エネ基準適合住宅に関する見直し

令和12年度以降、新築等が認められなくなる省エネ基準適合住宅は、新築住宅・既存住宅ともに借入限度額を見直すとともに、新築住宅は令和10年以降、制度の適用対象外とされます。

令和10年1月1日以後に建築確認を受ける居住用家屋（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のもを除く）又は建築確認を受けない居住用家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものうち、一定のZEH水準省エネ基準を満たさないものの新築又はその居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、住宅ローン控除の適用ができないこととなります（図表4）。

④世帯規模の変化を踏まえた対応

床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン控除の適用が延長されます。その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年について適用がないことも従前どおりです。

⑤安全・安心な住まいの実現

（災害レッドゾーンの適用制限）

災害危険区域等内において、居住用家屋の新築（従前家屋の建替えによる新築を除く）又は取得をし、令和10年1月1日以後に居住の用に供したときは、住宅ローン控除の適用はできないこととなります。

(2) 各種住宅税制の見直し及び延長

適用期限を迎えた次の3つの特例について適用期限が2年延長され、令和9年12月31日までにいう譲渡等について適用されます。

ただし、(1)及び(2)の特例については、災害危険区域等内において居住用家屋の新築又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものを取得した場合に、その居住用家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供するときは、特例の適用はできないこととなります。

- ①特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度
- ③特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度

図表4 住宅ローン控除の見直し(改正後)

	住宅の区分	居住年	借入限度額	子育て世帯等の借入限度額	控除率	控除期間
新築住宅等	認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	5,000万円	0.7%	13年
	ZEH水準省エネ住宅		3,500万円	4,500万円		
	省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円 (3,000万円) <small>(注3)</small>	3,000万円 (4,000万円) <small>(注4)</small>		
既存住宅	認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円 (3,000万円)	4,500万円 (3,000万円)	0.7%	13年 (10年)
	ZEH水準省エネ住宅		2,000万円 (3,000万円)	3,000万円		
	省エネ基準適合住宅		2,000万円 (3,000万円)	3,000万円		
	その他の住宅	令和8年～令和12年	2,000万円	2,000万円	0.7%	10年

(注1) ( )内は改正前

(注2)用語の意義

「新築住宅等」…新築住宅及び買取再販住宅をいう

「認定住宅」…認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう

「買取再販認定住宅」…認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう

(注3)省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は2,000万円

(注4)省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円

## 3 金融・証券税制

### (1) NISA 制度の拡充

#### ① つみたて投資枠の拡充

18歳以上とされてきたNISA口座を開設できる年齢が、0歳まで拡充されます。口座保有者である子が0～17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とされます。

また、子の年齢が12歳以降、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しが可能となります。

#### ② 対象商品の拡充

つみたて投資枠の対象となる指数について、国内市場を対象とした株式指数のうち一定のものを新たに追加するほか、幅広い世代の資産運用ニーズに応える観点から、債券が運用資産の50%を超える投資信託が対象に追加されます。

### (2) 暗号資産

金融商品取引法の改正法施行の翌年の1月以後に行う特定暗号資産の譲渡等について、次のとおり改正されます。

#### ① 暗号資産の分離課税化

個人が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して特定暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等をいいます。）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、分離課税（所得税15%、個人住民税5%）の税率とされます。

#### ② 譲渡損失の繰越控除

分離課税の対象となる暗号資産取引により発生した損失については、3年間の繰越控除が認められることとなります。

## 4 青色申告特別控除の見直し

令和9年分以後の所得税について、青色申告特

別控除が次のとおり見直されます。

#### ① 55万円の特別控除について

確定申告書等をe-Taxで提出することを要件に加えた上で、控除額が65万円に引き上げられます。

#### ② 65万円の特別控除について

上記(1)の要件に加え、仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存法に定める一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合、控除額が75万円に引き上げられます。

#### ③ 10万円の特別控除について

対象者から、前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える者が除外されます。

図表5 青色申告特別控除額(改正後)

条件	控除額
複式簿記+電子申告+イ・ロのいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿(定性削除履歴)	
ロ 請求書データ等との自動連携	
複式簿記+電子申告	65万円
複式簿記(書面申告)	10万円
簡易簿記【対象を限定】	

(自民党税制調査会資料)

## 5 給与課税に関する基準額の見直し

物価の上昇を踏まえ、長年据え置かれてきた税制上の基準額について、省庁横断的・網羅的に見直しが行われたことにより、令和7年度税制改正に続き、所得税が非課税となる限度額が引き上げられます。

#### ① マイカー通勤に係る通勤手当

マイカー通勤手当の非課税限度額は、令和7年11月の税制改正で令和7年4月以降に支払われるべき手当から、通勤距離が片道10km以上の場合の非課税限度額が増額され、改正前の限度額で課税されていた分は令和7年分の年末調整で精算さ

れたところでは。

令和8年度税制改正では、令和8年4月以後支給される通勤手当について、通勤距離が片道65km以上の距離に応じ45,700円から66,400円までの非課税限度額が新設されます（改正前55km以上、一律38,700円）。

図表6 マイカー通勤手当の非課税限度額（改正後）

通勤距離（片道）	非課税限度額
55km以上 65km未満	38,700円
65km以上 75km未満	45,700円
75km以上 85km未満	52,700円
85km以上 95km未満	59,600円
95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用する場合、駐車場等料金相当額（5,000円を上限）を加算した金額が非課税限度額とされます。

### ②食事の支給による経済的利益

使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限が、月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。

### ③深夜勤務に伴う食事補助

使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額も300円以下から650円以下に引き上げられます。

## 6

### 極めて高い水準の所得に対する負担の見直し

令和5年度税制改正で導入された極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置について、税負担の公平性の確保を図る観点から見直しが行われます。

令和9年分以後の所得税について、特例対象者を、その年分の基準所得金額が1億6,500万円（現行：3億3,000万円）を超えるものとするともに、税率が30%（現行：22.5%）に引き上げられます。

## 7

### ふるさと納税制度の見直し

所得に応じて上限なく増える特例控除額について、上限（給与収入1億円相当額）が設けられることとなります。この改正は令和10年度分以後の個人住民税について適用されます。

#### ①特例控除額の控除限度額見直し

現行の個人住民税所得割額の2割と、次の金額とのいずれか低い金額とされます。

- 道府県民税77万2千円  
（指定都市の場合、38万6千円）
- 市町村民税115万8千円  
（指定都市の場合、154万4千円）

#### ②寄付金活用可能額基準の創設

総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として、受領する寄付金の合計額から、募集に要する費用を控除して得た額（「寄付金活用可能額」（仮称））が、その寄付金の合計額の60%以上とする基準が追加されます

また、その用途を公表することとされます。

上記の改正は、令和8年10月1日以後に効力を生ずる指定について適用されます。

ただし、その割合については、以下のとおり経過措置が講じられます。

図表7 寄付金活用可能額基準の経過措置

指定対象期間	割合
令和8年10月～令和9年9月	52.5%
令和9年10月～令和10年9月	55.0%
令和10年10月～令和11年9月	57.5%

#### ③指定取消制度の適正化

指定取消期間を3年以内（改正前2年）とされるとともに、最大5年前（改正前2年前）の違反事案について取消することができることとなります。

③  
資産課税

# 相続税の財産評価の見直しがインパクト大。ほか事業承継税制の承継計画の提出期限の延長等を押さえる

税務システム研究会 客員研究員  
(税理士) 荒木 智恵子

こんな  
改正です

- ・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、期限を延長せずに終了します。
- ・個人版事業承継税制の個人事業承継計画の提出期限が2年6月、法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限が1年6月、それぞれ延長されます。
- ・相続税等の財産評価の適正化のため、被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得等した一定の貸付用不動産と不動産小口化商品の評価方法が見直されます。

## 1 相続税・贈与税の改正

### (1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

#### ①制度の概要

高齢者世代が所有している資産を早期に若い世代へ移転することで、人材の育成に資するとともに子育て世代の教育資金を支援し、経済の活性化を期待する目的で、平成25年度税制改正において創設された制度です。

30歳未満の者（受贈者）が、直系尊属（祖父母などの贈与者）から、金融機関等との一定の契約に基づき、教育資金に充てるための贈与を受けた場合、金融機関等の営業所等を經由して教育資金非課税申告書を提出することにより、1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となります。

非課税拠出件数は**図表1**のとおりです。

図表1 教育資金の非課税制度の状況

年分	人数(人)	金額(百万円)
平成25年	69,231	489,549
平成26年	77,588	515,739
平成27年	85,587	519,600
平成28年	43,716	250,551
平成29年	38,196	230,457
平成30年	36,090	232,668
令和元年	34,045	228,322
令和2年	21,660	144,366
令和3年	27,937	191,720
令和4年	18,357	127,795
令和5年	19,760	139,042

(国税庁統計年表より筆者作成)

#### ②改正

創設以降、利用件数は減少傾向にあり、多額の資産を所有する親や祖父母を持つ若年層に利用者が偏る構造により「格差の固定化」を助長する懸念があること、既存の贈与税制度を使って同様の非課税効果を受けることも可能であり、また、近年、教育費の無償化や負担軽減措置が拡充されているなどの理由から、令和8年3月31日までと

されている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了されることとなります。なお、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できます。

## (2) 事業承継税制における「個人事業承継計画」・「法人版の特例承継計画」の提出期限の延長

事業承継税制は、個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」と会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」があります。

### ①個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

円滑化法の認定を受けた後継者が、青色申告に係る一定の事業を行っていた者から、その事業に係る一定の資産を贈与・相続等により取得した場合、その資産に係る贈与税・相続税は一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている税額の納付が免除される制度です。この税制の適用期限は令和10年12月31日です。認定を受けるための「個人事業承継計画」の都道府県知事への提出期限が2年6月延長され、令和10年9月30日となります。

### ②非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度

中小企業の後継者が、円滑化法の認定を受けた非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得

した場合、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている税額の納付が免除される制度です。この制度には特例措置と一般措置の2つの措置があります。特例措置の適用期限は令和9年12月31日です。その特例措置の認定を受けるための「特例承継計画」の都道府県知事への提出期限が1年6月延長され、令和9年9月30日となります(図表2)。

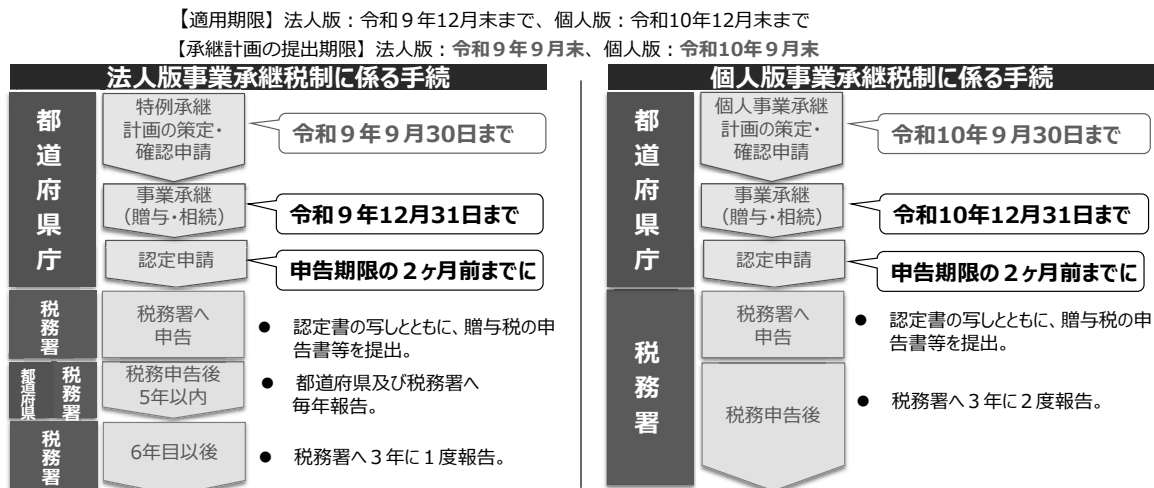
令和8年度税制改正大綱(与党)における改正の基本的な考え方には「中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される」こと、また「適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る」ことが記されているため、今後の新たな対応の検討可能性も含まれていると考えられます。

### (3) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用期限の延長等

#### ①制度の概要

医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とし、平成19年度以降は「持分あり医療法人」の新規設立はできなくなりました。それまでに設立された「持分あり医療法人」はそのまま存在できました

図表2 個人版事業承継税制・法人版事業承継税制に係る手続



が、厚生労働省は「持分なし医療法人」への移行をすすめています。平成26年医療法改正にて、移行計画を作成し、妥当である場合には厚生労働大臣の認定を受ける「認定医療法人制度」が創設されました。移行のハードルのひとつに税制の課題がありました。これに対し、「認定医療法人」となることで、相続税の納税猶予、その後相続人の持分放棄による相続税の免除などの優遇措置が設けられました。また、平成29年からは出資者の持分の放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入されました。これらにより、「認定医療法人制度」の活用件数は増えていきます。

図表3 「持分なし医療法人」への移行数と「認定医療法人」活用による移行数

期間	「持分あり」から「持分なし」へ移行した法人数	左記のうち「認定医療法人制度」を活用した法人数（ ）の割合は「認定医療法人制度」を活用した割合
平成27年度～平成29年度	315法人	47法人（15%）
平成30年度～令和6年度	1,388法人	983法人（71%）

（「令和8年度税制改正の概要（厚生労働省関係）」P6より引用して作成）  
 ※平成29年からは、認定医療法人に対するみなし贈与税の非課税制度の導入により活用件数が増加

（筆者作成）

## ②改正

税制における「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等」の措置が、移行計画の認定要

件の一部の見直しを加えたうえ、適用期限が3年延長され、令和11年12月31日となります。

## 2 相続税等の財産評価の改正

「税負担の公平の確保に向けた是正」において、貸付用不動産の評価方法の見直し、不動産価格高騰への対応（新築マンションの短期売買）の措置が行われます。

### (1) 貸付用不動産の評価方法

#### ①見直しの経緯

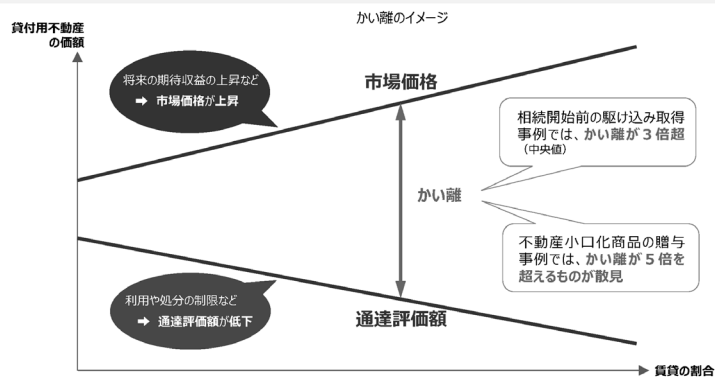
不動産の市場価格と通達評価額との乖離を利用して、租税回避等に対しては、評価通達6項（この通達の定めにより難しい場合の評価）の定めなどにより財産を評価し、課税処分を行う個別対応がなされていました<sup>(注1)</sup>。

これに対し、最高裁令和4年判決等を契機として、いわゆるマンション通達が発出され、分譲マンション等の区分所有不動産の評価の適正化が図られました。

しかし、同通達が適用されない一棟所有の賃貸用マンション等をはじめとする貸付用不動産を利用した租税回避等が依然として散見されていま

図表4 貸付用不動産の市場価格と通達評価額との関係

- ▶ 不動産市場における貸付用不動産の価額については、主に**収益性によって価値判断が行われるため**、一般的に貸家の稼働状況等が良好で、賃貸の割合が高くなると**市場価格が高くなる**
- ▶ 一方、評価通達における貸付用不動産の価額については、**借家人の支配権による利用の制約等を考慮して評価するため**、借家人がおり、賃貸の割合が高くなると**通達評価額が低くなる**



（国税庁「説明資料〔財産評価をめぐる諸問題〕」令和7年11月13日（木）P7より抜粋）

（注1）通達評価額を上回る額を相続財産の価額として課税処分の適否等が争われた最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決（民集76巻4号411頁）があります。

す。そこで、評価通達6項により個別に対応せざるを得ない実態を踏まえ、相続税法の時価主義の下、評価の適正化及び課税の公平を図りつつ、納税者の予見性の確保が急務となりました(図表4)。

②改正

被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価します。

上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の80%に相当する金額によって評価することができます。

③改正の時期

令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用されます。ただし、改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限り)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含まず)には適用されません。

(2) 商品として小口化された貸付不動産の評価

①見直しの経緯

近年のマンション価格の高騰の一因に、都心の大規模マンションを中心に短期売買が増加傾向にあることが挙げられます。また、投資商品におけるいわゆる不動産小口化商品のうち、首都圏に所在するオフィスなど収益性が高い貸付用不動産を運用の対象としているものは、その取得価額と評価通達額に大きな乖離をもたらします。子や孫などの親族に不動産小口化商品の贈与を行い、その後、受贈者が売却することで取得価額とほぼ同額を現金化することができます。現金で贈与した場合と比べると、贈与税額が大幅に減少することがあります。これは相続税課税上、重大な弊害が生じる恐れがあり、この状況の解消が急務となりました。

②改正

不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価します。

上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例、価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとされます。

これらに該当するものがないと認められる場合には、前述の「(1) 貸付用不動産の評価方法」に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)します。

図表5 不動産小口化商品

契約の種類	不動産特定共同事業法等		金融商品取引法等
	任意組合理型	賃貸借型	信託型
財産の種類	不動産	不動産	信託受益権(不動産)
評価の方法	路線価等	路線価等	路線価等

(筆者作成)

③改正の時期

令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用されます。

以上、資産課税に係る主な改正項目です。詳細な内容等は改正大綱等の参照をお願いします。

# 少額減価償却資産の特例の取得価額基準の引上げと、企業グループ間取引の書類保存義務化に注目



税務システム研究会 客員研究員  
(税理士) 中村 慈美

こんな改正です

- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の取得原価基準が40万円に引き上げられます。
- ・特定生産性向上設備等促進税制が創設され、各種要件を満たした場合に、特定生産性向上設備等に当たる資産の即時償却又は一定の税額控除を選択適用できます。
- ・重要な技術領域の研究開発を促す観点から、研究開発税制が抜本的に強化されます。
- ・賃上げ税制において、大企業向けの措置が1年前倒しで廃止されます。中堅企業向けの措置は要件を強化しつつ期限まで継続されます。中小企業向けの措置は現行制度を維持しつつ、必要な見直しが検討されます。
- ・企業グループ間の取引に係る書類保存の特例が創設され、企業グループ間の取引における書類の作成・保存が義務付けられます。

法人課税（国際課税を除く。）に関する令和8年度税制改正のうち、税理士の業務に特に関連が深い項目について解説を行います。なお、解説する内容は、紙幅の関係で取り上げた項目の全てではありませんので、改正大綱等を参照されることをお勧めします。

## 1 活力ある地方・中小企業の後押し

### (1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

次の措置を講じた上、その適用期限が3年延長されます。

- ①対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げる。
- ②対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。

### (改正のポイント)

中小企業者等が少額減価償却資産を取得した場合、事務負担の軽減を図る観点から、取得時に取得価額の全額を損金算入可能とする特例が設けられていますが、本制度が創設された平成15年度以降の主要な対象資産の価格動向等を踏まえ、取得価額の基準を引き上げる等の見直しが行われています。ただし、取得価額の合計額上限300万円についての引上げは行われていません。

なお、次の制度についても同様に、取得価額基準の引上げ措置が講じられています。

- ①中小企業投資促進税制 工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」の要件を「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」
- ②中小企業経営強化税制 工具及び器具備品の

取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）

- ③中小企業防災・減災投資促進税制 器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）

## 2 「強い経済」の実現に向けた対応

### (1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備（その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない。）を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（後述する一定の規模要件を満たすものに限る。）で、特定生産性向上設備等（一定の要件を満たすもので、その法人が同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するもの（特定機械装置等）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除との選択適用ができることとされます。

ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされます。

生産等設備を構成する機械装置等の規模要件は次のとおりとされます。

- ①機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの  
②工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1

台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）

- ③建物 一の取得価額が1,000万円以上のもの  
④建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）  
⑤ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの

なお、特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、①地域未来投資促進税制、②中小企業経営強化税制（繰越税額控除制度を除く）、③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用を受けることができないこととされます。

### (改正のポイント)

本制度は、全ての業種を対象とし、既存の税制では対象とならないような大規模（建物を含め、投資下限額35億円以上（中小企業者等については5億円以上））かつ高付加価値（ROI水準15%）の投資に対し、即時償却又は高い税額控除率を適用することとされます。なお、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替え）のための工事による取得又は建設を含むこととされます。

また、輸出入取引に係る条件の著しい変化など事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者については、最大3年間の繰越税額控除が可能とされます。

なお、本制度は平成26年度から約3年間実施された「生産性向上設備投資促進税制」に類似する制度と思われます。

### (2) 研究開発税制

#### イ 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度（戦略技術領域型）の創設

産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令

和11年3月31日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画につき同法の認定を受けたもの(認定研究開発法人)の適用期間(重点研究開発計画の認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間等)内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額(一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く。)がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の40%(特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%)の税額控除ができることとされます。ただし、控除税額は、当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされます。

#### ロ 一般試験研究費の額に係る税額控除制度(一般型)の見直し

(イ) 令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率を次のとおり見直し、その上限を14%(原則10%)とする特例の適用期限が3年延長されます。

①増減試験研究費割合が3%以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 13\text{分の}8.5$$

②増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$$

③増減試験研究費割合が15%超である場合

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$$

(ロ) 増減試験研究費割合が4%を超える場合又は増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る場合の控除税額の上限の特例(変動措置)について、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が7%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を加算し、増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限とする。)を減算する特例とした上、その適用期限が3年延長されます。

(ハ) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が3年延長されます。

#### ハ 中小企業技術基盤強化税制の見直し

(イ) ①増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額及び②試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が3年延長されます。

(ロ) 控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとされます。ただし、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとされ、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できないこととされます。

#### ニ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度(オープンイノベーション型)の見直し

(イ) 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とされます。

i 大学等に企業との共同研究及び企業からの委託研究(共同研究等)についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていること等その大学等が共同研究等を行うに当たって管理を行うための体制が十分なものであると認められること。

ii その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法等が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること。

iii その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続に関する方法が具体的に定められていること。

(ロ) その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合

におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額が本制度の対象外とされます。

(ハ) 新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者(その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となったものに限る。)で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過していないものを加えるなどとされます。

### (改正のポイント)

国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、研究開発税制において、新たに重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度(戦略技術領域型)が創設され、産業技術力強化法の重点産業技術(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限が設定されます。あわせて、これら技術に係る認定を受けた研究開発機関と企業の共同・委託研究についても同様に高い税額控除率を設けるなど、制度が抜本的に強化されます。

また、試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する観点から、一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について見直しが行われます。

なお、中小企業技術基盤強化税制(上記2(2)ハ)の(イ)に掲げる①及び②の上乗せ措置に定める基準を満たす場合の上乗せ措置(現行:措置法42条の4第5項3号)についても、①及び②の上乗せ措置の延長に伴い延長がされると思われます。

### (3) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度

次の措置が講じられています。

**イ 全法人向けの措置(実質:大企業向け措置)は、令和8年3月31日をもって廃止する。**

**ロ 中堅企業向け措置は、適用期限(令和9年3月31日)の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間**

**に開始する事業年度について、次の見直しを行う。**

(イ) 原則の税額控除率(10%)が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上(現行:3%以上)である場合とする。

(ロ) 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%(その増加割合が6%以上である場合には、15%)を加算する措置とする。

(ハ) 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

### ハ 中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。

### (改正のポイント)

本制度は、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを強化する観点から、令和6年度税制改正において抜本的に強化されました。しかしながら、足元では賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本制度の要件となる水準を大きく上回る状況にあり、企業の賃上げをめぐる状況は令和6年度税制改正当時と大いに様変わりしています。このことから、コーポレートガバナンス改革に基づく人的資本への投資促進の要請や税制が生産性の高い分野への労働移動を阻害する可能性、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、大企業向け措置については適用期限を待たずに1年前倒して廃止されます。中堅企業向け措置については、令和8年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ適用期限(令和9年3月31日)まで継続されます。

一方、中小企業向け措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和8年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しが検討されます。

なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏

まえ、廃止されます。

### 3

## 公平かつ円滑な納税のための 環境整備

### (1) 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

内国法人が関連者（移転価格税制における関連者と同様の基準）との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等（取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているもの）にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存しなければならないこととされます。

上記の「特定取引」とは、その関連法人がその内国法人に対して行う次の取引で販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限定されます。

- ①工業所有権等の譲渡又は貸付け
- ②その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動及び経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供

なお、上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等とされます。

### (改正のポイント)

特に、企業グループ内で発生する共通の業務（研究開発、広告宣伝、システムの維持管理等）を企業グループ内の特定の法人に集約し、その業務により発生した費用について、企業グループ内

の他の法人に利用料等の一定の基準により請求するという、いわゆるシェアードコスト取引については、恣意的な支払調整が行われやすく、その取引内容や支払額の根拠の明細を確認できる資料の全部又は一部の受領・作成が行われていない場合に保存書類によりその法人の経費の支払額が適正なものか十分に確認できないなどの問題が指摘されていました（第3回 経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（2025年6月11日））。

そこで、誠実に納税を行う納税者の税制に対する公平感を損なう行為への対応として、支払法人の課税所得計算上保存が義務付けられている書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、支払金額の明細及び支払金額を算定するために必要な事項の記載等がないときは、これらの事項を明らかにする書類等を取得・作成し、保存することを義務付ける措置が講じられます。

これを怠った場合には、青色申告の承認の取消事由とされますが、該当する経費について損金算入が否認されることが想定されます。

⑤  
消費課税

## インボイス制度の経過措置の見直しと、国境を越えた電子商取引の適正な課税について要確認



税務システム研究会 客員研究員  
(税理士) 長野 匡司

こんな  
改正です

- ・令和8年9月末日が適用期限となる次のインボイス制度の経過措置が見直されます。
  - ①2割特例の終了後、個人事業者に限り、2年間3割特例が認められます（法人は適用されません）。
  - ②適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）からの課税仕入れに係る税額控除は、令和8年10月1日から2年間70%控除が認められます。
- ・国境を越えた電子商取引の適正な課税のため、次の2点が見直されます。
  - ①少額輸入貨物について、資産の譲渡等に係る消費税の課税対象とされます。
  - ②国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する一定の資産の譲渡については、そのプラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。
- ・非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、消費税の課税対象となるように見直されます。

## 1

インボイス制度の経過措置の見直し①  
小規模個人事業者に係る税額控除

## (1) 改正の趣旨

2割特例の終了後は、簡易課税制度への移行が原則となりますが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者について、課税事業者を選択して適格請求書発行事業者になっている場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置が2年間に限り規定されます。

## (2) 3割特例

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間について

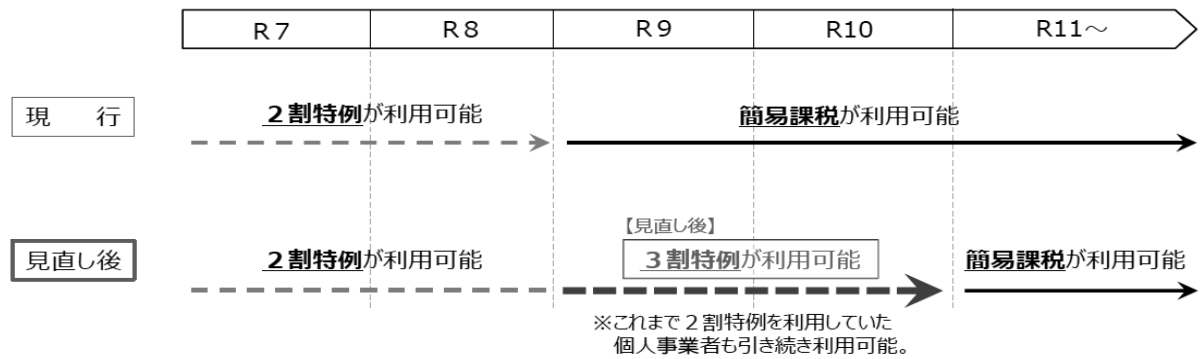
は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額をその課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます（図表1）。

この3割特例は、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限られます。

## (3) 確定申告書への付記

適格請求書発行事業者が3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記します。

図表1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置



出典：財務省資料

#### (4) 簡易課税制度への移行

3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

なお、現行の2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者についても、上記と同様に、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限（現行：2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間の末日）までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができ、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から適用されます。

#### (5) 2割特例を適用していた法人の実務対応

法人の2割特例は、令和8年9月30日の属する課税期間で終了します。3月決算法人の場合には、令和9年3月31日をもって終了します。

終了後の課税期間について、次のイ～ハのいずれに移行するかを検討する必要があります。

- イ 本則課税
- ロ 簡易課税
- ハ 免税事業者（「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出）

## 2 インボイス制度の経過措置の見直し② 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除

### (1) 改正の趣旨

消費者が支払った消費税相当分の一部が、免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（以下「本経過措置」といいます。）により、納税されずに事業者の収入になっており、また、本経過措置が小規模な国内事業者以外からの仕入れにも適用され、租税回避等にも利用されている実態が確認されていることも踏まえ、本経過措置は段階的に縮減されます。

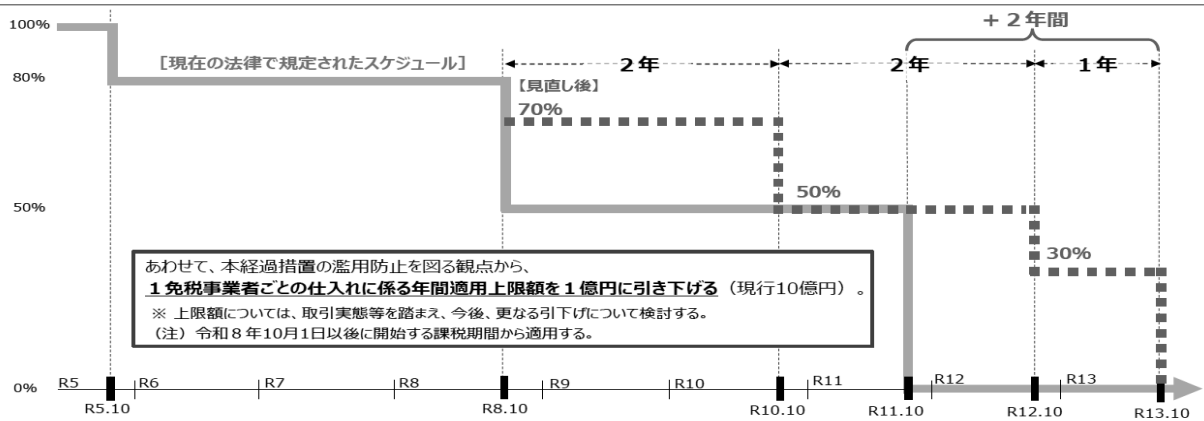
しかし、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、その最終的な適用期限を2年延長した上で、控除ができる割合について段階的に縮減していき、令和13年9月末をもってその適用が終了されます。

あわせて、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図る観点から、その課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち、本経過措置の対象とできる上限額が、現行の10億円から1億円に引き下げられます。その上で、この上限額については、取引実態等を踏まえ、今後、更なる引下げについて検討されます。

### (2) 経過措置の控除割合

本経過措置における控除可能割合について、次のイ～ハの期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合となります（図表2）。

図表2 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の控除可能割合



出典：財務省資料

- イ 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで・・・70%
- ロ 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで・・・50%
- ハ 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで・・・30%

**(3) 経過措置の適用除外**

一の免税事業者等からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円（現行：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置が適用されないこととなります。

この改正は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

**3 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し**

**(1) 改正の趣旨**

物品販売に係る国境を越えた電子商取引（EC取引）の市場が拡大する中、次のような課題が顕在化しています。

- ① 国外事業者が海外から日本へ直送する場合には、国内消費者（輸入者）がその引き取り時に輸入消費税の納税義務を負いますが、少額輸入貨物は免税対象となっています。この免税対象取引について、国内事業者との間の競争上の不均衡が生じているおそれがあります

（図表3）。

- ② 国外事業者が、プラットフォーム事業者（PF事業者）が管理する国内倉庫に一旦納めた商品をECサイトを通じて販売する場合には、国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負いますが、多くの国外事業者による無申告が生じているおそれがあります（図表4）。

こうした課題に対し、諸外国と同様、少額輸入貨物に対する免税制度の対象となる取引について、その販売者に消費税の納税義務を課す制度を導入するとともに、プラットフォーム事業者に物品販売に係る納税義務を転換する制度を導入することで、国内外の事業者間の競争条件の公平性と適正な課税の確保を図ることとなります。

**(2) 少額輸入貨物に係る課税対象の見直し**

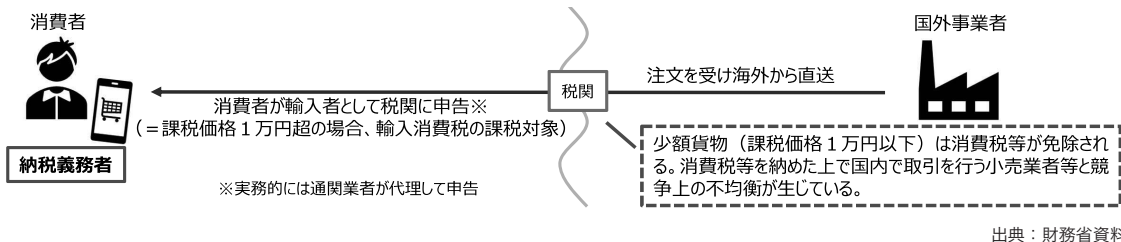
**① 特定少額資産の譲渡への課税**

「特定少額資産の譲渡」（仮称）について、資産の譲渡等に係る消費税の課税対象とされます（図表5）。

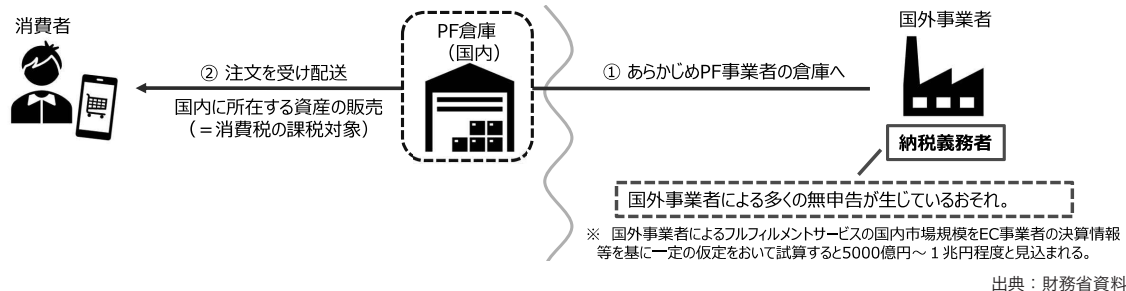
この特定少額資産の譲渡とは、通信販売の方法により国外から国内に宛てて発送される資産のうち、一の資産の対価の額が1万円（税抜き）以下であるものの譲渡をいいます。

なお、簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものが除外されます。

図表3 少額輸入貨物に係る国内事業者との競争上の不均衡



図表4 国外事業者による無申告が生じているおそれ

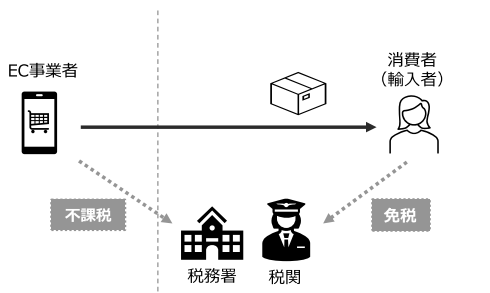


図表5 少額輸入貨物に係る課税対象の見直し

- 国内の小売事業者との公平な競争環境を確保するため、国境を越えて行われる通信販売のうち、輸入時の消費税等が原則免税となる1万円以下の商品については、諸外国や国内取引と同様、販売者に消費税の納税義務を課すこととする。

現行

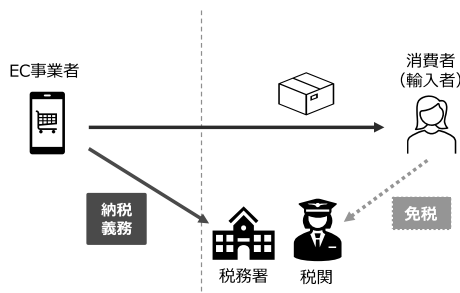
- 消費者に輸入消費税の納税義務あり。ただし、円滑な通関確保の観点から1万円以下の貨物の輸入は原則として免税。
- 輸入を伴う通信販売は、国外に所在する資産の販売であるため、消費税は不課税。



※ 1万円超の貨物は、関税とともに輸入時に消費税が課税されている。

改正案

- 引き続き輸入消費税は免税。
- 諸外国や国内取引と同様、販売者に消費税の納税義務を課し、税務署に納税申告を行うこととする。



※ 令和6年の輸入許可件数は約1.9億件であり、うち約9割が少額貨物。  
※ 国内取引と同様、売上高1000万円以下の事業者の納税義務は免除する。

出典：経済産業省資料

②特定少額資産の譲渡時と輸入時の二重課税の防止措置

下記(3)①の登録を受けた事業者(以下「特定少額資産販売事業者」(仮称)といいます。)が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物(次のイ及びロの事項が輸入申告書等に付記されているものに限ります。)の保税地域からの引取りについて

は、輸入に係る消費税が課税されないための措置が規定されます。

- イ その課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号
  - ロ その課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨
- なお、特定少額資産の譲渡に係る課税貨物が郵

便物として輸入される場合には、上記の輸入申告書等に代えて、郵便に関する条約に基づき、差出人がその課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書に上記イ及びロの事項が付記されているものが上記の措置の対象となります。

### ③特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入消費税が課された場合

課税事業者が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額が控除されます。

## (3) 特定少額資産販売事業者登録制度の創設

### ①特定少額資産販売事業者の登録

「特定少額資産販売事業者」とは、特定少額資産の譲渡を行う課税事業者であって、所轄税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいいます。

なお、特定国外事業者が上記の登録を受ける場合には、消費税に関する税務代理人があること等が要件に加わります。

### ②特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を所轄税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができます。

### ③事業者免税点制度との適用関係

上記①の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記②の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は、適用されません。

### ④特定少額資産販売事業者の義務

特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡を行った場合には、その発送に係る仕入書等に次のイ及びロの事項を記載し、かつ、その特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又

は輸入の申告を代理する通関業者に対し、これらの事項を通知しなければなりません。

イ 特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ 特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

### ⑤特定少額資産の譲渡に係る仕入書等類似書類の交付等の禁止

特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、特定少額資産販売事業者により特定少額資産の譲渡として行われたものであると誤認されるおそれのある仕入書等を輸入者等に交付し、又は上記④イの登録番号若しくはその登録番号と誤認されるおそれのある番号及び上記④ロの事項を輸入者等に通知することが禁止されます。

なお、この輸入者等への交付等に関する調査に係る質問検査権の規定が整備されます。

## (4) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

### ①第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなす資産の譲渡

デジタルプラットフォームを介して行う次の資産の譲渡のうち、下記②の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「第2種プラットフォーム事業者」（仮称）といいます。）を介してその対価を収受するものについては、第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。

イ 国外事業者が国内において行う資産の譲渡

ロ 事業者が行う特定少額資産の譲渡

### ②第2種プラットフォーム事業者の指定

プラットフォーム事業者のその課税期間において上記①イ及びロの資産の譲渡に係る対価の額の合計額が50億円（税込み）を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務が課されるとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定します。

### ③第2種プラットフォーム事業者の仕入税額控除の適用

第2種プラットフォーム事業者は、上記①イの国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける上記①イの資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することができます。

なお、この適用を受ける場合には、確定申告書に添付することとされている明細書にこの仕入税額控除の明細を記載する必要があります。

### (5) 所要の経過措置

#### ①事業者免税点制度に係る特例

基準期間の初日が令和10年4月1日前であるときは、その基準期間の初日から上記(2)の見直しが行われていたものとし、かつ、下記②の特例によりプラットフォーム課税の適用があるものとして事業者免税点制度の規定が適用されます。

ただし、その基準期間の初日からその見直し等が行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、令和9年10月1日から同年12月31日までの間においてその見直し等が行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額によることが認められるほか、所要の経過措置が規定されます。

#### ②物品販売に係るプラットフォーム課税に係る特例

イ 令和9年1月1日からこの制度の見直しが行われていたものとして、同日から同年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となるべき上記(4)①イ及びロの資産の譲渡に係る対価の額の合計額に4を乗じて計算した金額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務が課されるとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム

事業者として指定します。この指定の効力は、令和10年4月1日に生ずることとなります。

ロ 第2種プラットフォーム事業者の指定制度に係る手続について、所要の経過措置が規定されます。この改正は、令和9年4月1日から適用されます。

### ③特定少額資産販売事業者の登録に係る特例

特定少額資産販売事業者の登録については、令和9年10月1日からその申請が受け付けられます。

### (6) 改正時期

上記の改正は、(5)②及び③を除き、令和10年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用されます。

## 4

### 国内に所在する不動産に関する 役務提供等に対する課税の見直し

#### (1) 改正の趣旨

国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあるとの指摘があること等を踏まえ、非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から、消費税の課税対象となるように見直されます。

#### (2) 改正内容

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外され、課税対象となります。

#### (3) 改正時期

上記(2)の改正は、令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

ただし、令和8年3月31日までに締結した契約に基づき令和8年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用されません。

⑥  
国際課税グローバル・ミニマム課税と外国子会社  
合算税制の改正点を確認しておく税務システム研究会 客員研究員  
(税理士) 望月 文夫税務システム研究会 客員研究員  
(税理士) 谷中 淳こんな  
改正です

- ・グローバル・ミニマム課税について、最終親会社等所在地国に係る適用免除基準の創設など、2026年1月5日の国際合意を受けた改正が行われます。
- ・外国子会社合算税制について、従来の問題点を踏まえて、より実態にあわせた適用関係に改正が行われます。

## 1 グローバル・ミニマム課税の見直し

「グローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置」(令和8年1月23日閣議決定)に基づき、令和8年度税制改正において行われるグローバル・ミニマム課税の見直しが行われます。

## (1) 背景と経緯

令和8年1月23日に閣議決定された「グローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置」は、国際課税システムの安定化を図り、米国を含む独自のミニマム課税制度を有する国との共存を実現するため、令和8年1月5日の国際合意に基づき導入されるものです。

## (2) 国際最低課税額に対する法人税等の見直し

## ①最終親会社等所在地国に係る適用免除基準の創設

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が所在する国・地域が、財務大臣の指定する要件を満たす場合、そのグループに係る国際最低課税額等を零(ゼロ)とする免除基準が設けられます。指定要件は、①令和11年1月1日前に制定された法

令において20%以上の法人税率を有すること、②国内最低課税または会計上の利益に対し15%以上の課税を行っていること、③外国子会社合算税制が整備されていること、とされます。この措置は、令和8年1月1日以後に開始する対象会計年度から適用されます。

## ②経過的な適用免除基準(CbCRセーフハーバー)の期間延長

国別報告事項(CbCR)等の数値を用いて簡便に計算を行う「経過的な適用免除基準」について、その適用期限が現行の「令和8年12月31日」から「令和9年12月31日」へと1年間延長されます。あわせて、国内最低課税額(QDMMT)に対する法人税に係る同様の経過的な適用免除基準についても、期間延長の見直しが行われます。

## ③税額控除制度等に係る計算の特例

投資促進等のために支出額や生産量を基礎として計算される税額控除制度等の適用を受けた場合、その金額のうち一定額(従業員の給与総額や有形資産の減価償却費の5.5%相当額等を基礎に計算した額)を上限として、グローバル・ミニマム課税計算上の「調整後対象租税額」に加算でき

る特例が設けられます。

なお、本特例も、令和8年1月1日以後に開始する対象会計年度から適用されます。

### (3) 国際最低課税残余额 (UTPR) の計算に係る適用免除

最終親会社等の所在地国が、令和8年1月1日施行の法令において20%以上の税率を有している等の要件を満たす場合、そのグループの国際最低課税残余额 (UTPR) の計算において、最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないものとされます。

### (4) 地方税の対応

法人住民税についても、上記の国税 (国際最低課税額に対する法人税等) における見直しに準じて、所要の措置が講じられます。

今回の措置は、米国をはじめとする各国制度との調和を図り、日本企業を含む多国籍企業の事務負担や二重課税のリスクを軽減するための重要な改正です。特に、法人税率が20%以上で外国子会社合算税制等が整備されている国の親会社を持つグループについては、日本での追加課税 (トップアップ税) が免除される仕組みが導入されることとなります。

## 2 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制について、租税回避と関係しない場合であっても、形式的に課税対象となるなど、海外展開を行う企業から負担の軽減を求める要望が大きいこと等を踏まえた見直しが行われます。

### (1) 解散した外国関係会社に係る特例の創設

解散の日を含む事業年度の開始の前日2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても経済活動基準を満たしていた外国関係会社 (部分対象外国関係会社) は、解散後3年間は経済活動基準を満たさなくなった場合でも、受動的所得のみが合算

課税の対象となる特例が創設されます。この改正により清算中の外国関係会社がか会社単位の合算課税の対象とされることが防止できます。

### (2) ペーパー・カンパニー特例の資産割合要件の見直し

租税回避リスクが低い外国関係会社をペーパー・カンパニー等から除外するペーパー・カンパニー特例について、その判定要件の一つである資産割合要件が、外国関係会社の事業年度終了時の貸借対照表に計上されている総資産の額がゼロの場合には、その事業年度の資産割合要件の判定が不要とされます。

### (3) 租税負担割合算定における最高税率の使用制限

所得に応じて税率が高くなる場合、最高税率を用いた租税負担割合の計算が可能であり、この租税負担割合が一定割合以上の場合、外国子会社合算税制の適用が免除されます。今回の改正により、その最高税率が適用されることが通常見込まれないことや、その最高税率が適用される所得区分の適用が極めて限定されることその他の事情があることにより本特例を適用することが著しく不適当な場合には、その最高税率を用いた租税負担割合の計算ができなくなります。

### (4) 適用開始時期

外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

⑦  
納税環境整備eLTAXのダイレクト納付の改善と、  
国税・地方税の情報連携が進む税務システム研究所 客員研究員  
(税理士) 佐久間 裕幸こんな  
改正です

- ・eLTAXで申告等を行う際に自動的に納付を行う旨の意思表示を行えば法定期限当日に納付が行われるようになるほか、法定納期限当日に手続を行った場合は、実際の納付が翌取引日となっても期限内納付とみなされ、延滞金が課されないような特例が創設されます。
- ・国税・地方税当局間での情報連携について、個人住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・滞納情報に関するオンラインでの照会を可能とするとともに、行政機関間の通知の対象に、固定資産税の償却資産に係る配分通知等を追加するとされました。

## 1 ダイレクト納付の利便性の向上

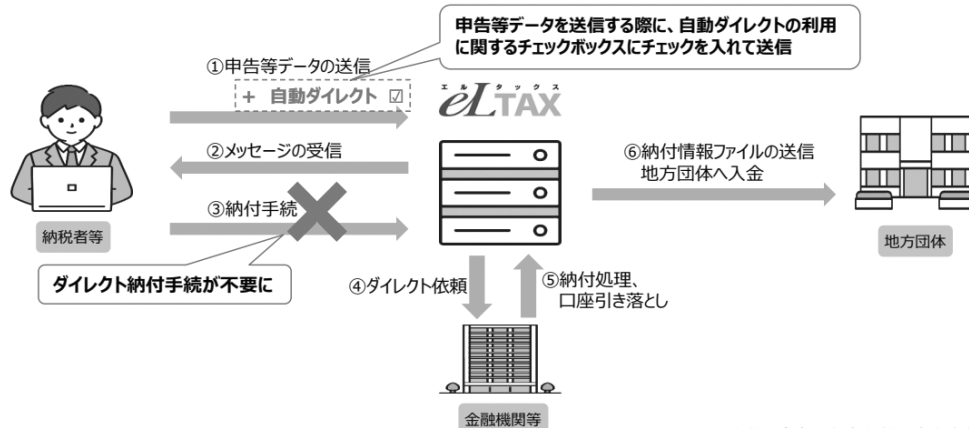
## (1) 改正の背景

現在、eLTAXにおけるダイレクト納付では、納税者等がeLTAXで申告等を行った後、改めて納付手続を行うことで、納税者の預貯金口座から納付金額の引き落としが行われます。しかし、ダイレクト納付を行う場合、その手続を行う日が法定納期限の当日で、かつ、その日（ないし手続

を行った時間）が金融機関の対応時間外である場合、法定納期限後に再度納付手続が必要となり、延滞金が課されることがあります。

現状で不便なのは、「eLTAXで申告等を行った後、改めて納付手続を行う必要がある」ことと、「法定納期限の当日に手続を行っても金融機関の対応時間外である場合には翌営業日に引き落としになる」の2点です。そこで、この点について、見直しが行われることになりました。

図表1 見直しのイメージ



出典：自由民主党税制調査会資料

## (2) 見直しの内容

見直し案によれば、ダイレクト納付の利便性向上のため、納税者等がeLTAXで申告等を行う際、自動的に納付を行う旨の意思表示を行えば、法定納期限当日に納付が行われるようにします。ただし、法定納期限当日に申告等に併せて納付の意思表示を行う場合には、法定納期限の翌取引日に自動的に納付が行われるようにします。その場合、延滞金の適用について、期限内納付が行われたものとみなす特例が設けられます。

この見直しは、令和10年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用されます。

## 2 国税・地方税の情報連携の拡充

### (1) 改正の背景

平成23年から、国税・地方税当局間において、所得税申告書等の情報について、オンラインによる情報連携が実施されてきています。また、平成25年からは、国税庁に提出された利子・配当等の支払調書等の情報を市区町村へデータ送信するようになり、平成29年からは源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信が行われるようになっていきます。地方団体から国税庁に対しては、平成25年から扶養是正情報等のデータ連携が実現、平成29年からは市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継など、国税・地方税当局間の情報連携は、徐々に進んできたと言えます。

しかし、連携システムの対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や、実地による閲覧等に対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっていました。

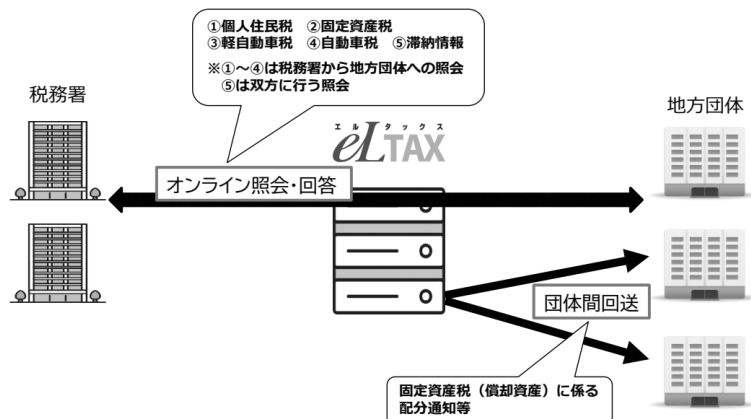
### (2) 見直しの内容

こうした状況を受けて、令和8年度税制改正では、国税・地方税当局間での情報連携について、個人住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・滞納情報に関するオンラインでの照会を可能とするとともに、行政機関間の通知の対象に、固定資産税の償却資産に係る配分通知等を追加するとされました。

これは、令和4年6月7日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「令和8年度(2026年度)に予定している国税情報システム(国税総合管理システム(KSK)と国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、当該仕組みの連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。」という趣旨の決定を受けたものと考えられます。

この見直しは、オンライン照会機能については、令和9年5月1日から、団体間回送手続の対象追加については令和9年9月1日から施行されます。

図表2 情報連携拡充のイメージ



出典：自由民主党税制調査会資料

● MEMO ●

● MEMO ●

[ 執筆者一覧 ]

<b>望月 文夫</b> (もちづき ふみお)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、一般社団法人企業研究会研究協力委員。著書に、『図解 国際税務 令和7年版』、『日米移転価格税制の制度と適用：無形資産取引を中心に』(いずれも大蔵財務協会) など多数あり。
<b>佐々木 京子</b> (ささき きょうこ)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、佐々木京子税理士事務所所長。著書に、『令和8年度 よくわかる税制改正と実務の徹底対策』(共著、日本法令)、『記載例でわかる消費税 複数税率の申告実務—区分経理からインボイスまで—』(ぎょうせい) など多数あり。
<b>荒木 智恵子</b> (あらかし ちえこ)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、荒木税理士事務所所長。著書に、『訴訟事例から学ぶ 所得区分の判断基準』(共著、日本法令)、『医療機関の税務編』(共著、大蔵財務協会)、『相続税 その時家族はどうする?』(共著、中経出版) など多数あり。
<b>中村 慈美</b> (なかむら よしみ)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、中村慈美税理士事務所所長。著書に、『経営者・経理担当者が知っておきたい税務・実務のポイント』(監修、大蔵財務協会)、『図解 組織再編税制』(大蔵財務協会) など多数あり。
<b>長野 匡司</b> (ながの まさじ)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、長野匡司税理士事務所所長。著書に、『法人税申告の実務全書 令和7年度版』(共著、日本実業出版社)、『改訂版 事例式 資産をめぐる複数税目の実務』(共著、新日本法規出版) など多数あり。
<b>谷 中 淳</b> (やなか あつし)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、税理士法人おおたか勤務。『本業から不動産賃貸業への転換の税務』(税務経理協会)、『令和8年度よくわかる税制改正と実務の徹底対策』(共著、日本法令) など多数あり。
<b>佐久間 裕幸</b> (さくま ひろゆき)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、佐久間税務会計事務所所長。日本公認会計士協会 IT 委員会専門委員長等を歴任。著書に、『国税庁Q & A 対応 中小企業の電子帳簿・取引サポートブック [完全対策版]』(ぎょうせい) など多数あり。

※執筆者について詳しく知りたい方は MJS 税経システム研究所のページをご覧ください。  
<https://www.mjs.co.jp/outline/zeikei/concept/>

[ 初出 ]

特集 令和8年度税制改正の重要ポイント …… 2026年3月 (No.206)

※本冊子の内容は、執筆時点のものです。  
情報が更新される可能性がありますので、最新情報は、国税庁のホームページなどをご確認ください。

## Monthly Report 特別版

**特集** 令和8年度税制改正の重要ポイント | 全7本

(No.206 より抜粋)

2026年4月30日発行

編集：MJS税経システム研究所

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-30-13 クロスシー新宿御苑前ビル 6階

TEL：03(6626)9060

本誌の内容に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームまでお願いいたします。

[https://www.mjs.co.jp/form/zeikei\\_info](https://www.mjs.co.jp/form/zeikei_info)

本誌掲載記事の無断転載・複写を禁じます。



発行：株式会社ミロク情報サービス